

資料 2 - 4 (古川構成員からの質問) に対する回答

【質問事項】	【回答】
1-① 「ネットワークの一部として決定した」という記載は 議事録のどこにあるか？	ご質問の「議事録」とは何を指すのが不明ですが、昭和41年の都市計画審議会での議事録を指すのであれば、議事録に記載されたものではありません。
1-② 右説明文の囲み部分は S41 年時の文章か？ 議事録には無いが・・・	
2-① 構造が 高架方式から掘割方式に変更になったため 廃止というが ネットワークをいうなら 廃止してはまずいのではないか？ 今回の杉並も同じ構造変更であり、杉並でも 外環の2は廃止すべきでないのか？	<p>前回の話し合いの会でお答えしたとおりです。</p> <p>※ 議事録（資料2-1の10ページ12行目から）をご覧ください。</p>
2-② 現地を実際に見てみるともみじ山・憩いの森のところで行き止まりである。それでもネットワークが生きているのか？	サービス道路は都市計画道路ネットワークとして位置づけられておりません。
3-① 凍結された理由は？	資料2-3をご覧ください。
3-② 構造について 外環本線と外環の2を集約して地下へ移行と説明しているが事実か？	
3-③ 地上部街路の利用でなく 地上部の利用について となっている。即ち 外環の2は 地下に移行したから 地上には無い。地上には もう「街路」は無く「もぬけの殻」という事である。	
3-④ 右下に 地上部の利用について『現状の市街地を維持することが出来る』とあるが 信じて良いか？	
4. 平成14年11月 有識者委員会の最終提言が すっぱりと抹消されている。その理由は何か？ 第1回「話し合いの会」の説明では この委員会は 『外環の2』とは 無関係との事で 省略したとの事であった。	<p>前回の話し合いの会でお答えしたとおりです。</p> <p>※ 議事録（資料2-1の27ページ40行目から）をご覧ください。</p>

<p>5. 平成15年1月に この「最終提言」を受けて 国交大臣、都知事が連名で外環の進め方に対する基本方針が出された。(次頁左側参照)</p> <p>これもすっぽりと 抹消されているのである。</p> <p>理由は何か?</p> <p>こちらも 都の説明では 外環の2に無関係だから省略したとの事であった。</p> <p>この委員会は 東京都と国が共に事務局になって開催しているのである。この会が外環の2に無関係と判断すること自体、問題である。右の図面は 「最終提言」記者発表時に配布された資料の1枚である。地上部には何も残っていないのである。外環の2 の存在など皆無である</p>	<p>上記4での回答と同じです。</p>
<p>6. H15年3月に 国交大臣、都知事の 外環の進め方に対する基本方針修正版 発表 (詳細・前頁・右側参照)</p> <p>文面、どこを見ても 外環の2が地上に残っているという文言は見当たらない。</p>	<p>平成15年3月の「東京外かく環状道路(関越道～東名高速間)に関する方針」では地上部街路について記載があります。</p>
<p>7. H17年1月 都は地上部街路に対する 基本的考え方を公表</p> <p>この時、初めて「高速道路のみが地下に地上部街路は地上に残っている」と説明を始めた。上記6. の大臣発表と矛盾する内容である。</p>	<p>前回の話し合いの会での説明、ならびに今日説明したとおり、都では矛盾しているとは考えておりません。</p>
<p>8. H18年10月 沿線7区市長意見を聞く会で 外環の2 に対する要望の中味は?</p> <p>都の回答書 見当たらない。提出願いたい。</p>	<p>「沿線7区市長意見を聞く会」とは、何を指すのかわかりません。ご教示いただいた上で、検討いたします。</p>

<p>9. 右の資料には 未掲載だが H18 年 4 月に 都知事記者会見有り。(内容次頁) この発言内容からは 外環の 2 が地上に残っているという内容は汲みとれない。 H18 年 4 月 石原知事・記者会見発言(一部抜粋) 「私も現地行きましたけどね、あそこに住んでいる人達は、計画の下でね、家を建て直そうと思っても建て直せない。それでとにかく古い家にしがみついて我慢して、どうなる事か分らぬから、非常に不安な、不便な生活を送って来ましたが、家をリニューアルされるのも結構でしょう。そういうご迷惑を掛けない様に、とにかくあの下をくぐる、そういう工法でやりますので、その点をご安心 戴きたいと思っております」</p>	<p>附属街路につきましては、都市計画変更により廃止しております。地上部街路は都市計画が変更されておらず、その必要性やあり方を検討していくこととしております。</p>
<p>10. H19 年 4 月 都市計画変更(前頁参照) 付属道路は 外環本線地下化に伴い その機能が不要になり廃止というが おかしいではないか?</p>	<p>資料 1-2 の 2 ページならびに 5 ページに記載したとおりですが、附属街路とは、高架の高速道路により出入りのできなくなる宅地の出入りを確保するために、外環本線の両側に計画された道路です。外環本線の地下化に伴い、その機能が不要となることから廃止しました。</p>
<p>11. H20 年 3 月に「地上部街路・検討の進め方」のパンフ発行、必要データ公表というが。 都の進め方は 4 つの視点からのみに限定されており 必要性を議論するには コストや B/C が不可欠ではないか? 必要性を検討するために下記データは必須である。 4 項までは 3 つのケース毎に必要。 (1) コスト(事業費、用地買収費、維持費) (2) 上記の為に 立退き戸数 (3) 交通量、走行短縮時間、 (4) 費用便益比 B/C の値 (5) S41 年決定時 期待された効果目標標値</p>	<p>(1)、(2) 外環の 2 については、必要性やあり方について意見を聴いている段階であり、現時点で事業費の算出に必要な諸元(幅員、断面構成など)が未定です。今後、詳細な部分が決まってから算出したいと考えています。 (3) 資料 2-6 で説明します。 (4) 事業費等が未算出であるため、算出しておりません。 (5) 資料がないため、確認できません。</p>